

# 恵庭岳の滑降コースに思う

東 条 猛 猪

北海道自然保護協会がこれまでとりあげた問題の中で、来たるべき「冬季オリンピック」の滑降コースを恵庭岳に作ることの可否の問題ほど、協会の内部で論議され、また意見の分かれたものはない。

見識を備えた有力なメンバーの集まっている当協会であるから、問題によってずいぶんと異なる見解が述べられ、また論議されることは自然でもあり、喜ばしいことである。そして恵庭岳の問題が、自然保護の立場から、活発な討議に値する重大な事案であることも疑いのないところである。

そこで行なわれた主張や論議の具体的内容はしばらくおき、また、多くの主張に当然に伴う微妙なニュアンスを捨てて、考え方の大筋を追ってみると、一つは自然保護の必要上恵庭岳の使用には反対との立場であり、一つは恵庭岳の使用はやむを得ないと認めつつ、自然保護をできるだけ実現させようとの立場である。

前者の考え方は、自然保護協会は自然保護に徹すべきであって、妥協的態度は他の目的や立場のものに任すべしという筋道に根ざすものであって、これは確かに協会の一つの行き方を明示している。現在の世相は、自然破壊が横行し目にあまるものがあるとき、純粋な自然保護に徹した主張は、少なくとも警世

的意義を持つし、それが貫徹されれば、一つの社会悪に対する百パーセントの勝利である。

後者の考え方は、自然保護も社会の一つの要請であり、社会の他の要請との調和を図る必要がある場合に限っては、協会が調和妥協のうえで自然保護を主張することが、他に任してしまふよりも自然保護の実をあげ得るとする立場である。この立場をとる場合、肝要なことは、社会のいろいろな矛盾衝突する要請の重さ、大切さを比較して調和を求むべきかいなかを判断する結論の適否である。

恵庭岳の滑降コース問題について当協会の態度は、結局「冬季オリンピック」のためならば、他に適当な箇所がないならばその使用はやむを得ないが、その施行管理には自然保護をできるだけ尊重することを期する、ということであった。しかし自然保護のため、どのような具体的措置を要望するか、また具体的な私たちの努力の方法などは、これからの問題である。またオリンピック組織委員会が、どのように自然保護の措置を講じるかも、あげて今後のことである。

このなりゆきのいかんによって、当委員会が定めた方針が悔のないものであったか、いなかの評価が定まるのではないだろうか。 — 四一、一一、二八記 — (会長)

